

## 12月の無料相談

12月23日(水・祝)、29日(火)～31日(木)は除きます。

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 10日(木)・24日(木)	13:00～17:00 広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士)予約制
税務相談	15日(火)	13:00～16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士)予約制(予約時間10:00～14:00)
市民相談	月～金曜日	8:30～17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00～16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	16日(水)	13:00～16:00 広報広聴課(☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月～金曜日	9:30～16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月～金曜日	8:30～17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月～金曜日	9:00～17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月～金曜日	9:00～16:30 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火～日曜日	10:30～17:00 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員)電話相談可
教育相談	月～金曜日	9:00～16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月～金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00～16:45 (13:00～16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員)、(弁護士)予約制
人権相談	月～金曜日	8:30～16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00～16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること (生活相談員)
ひきこもり専門相談	14日(月)	10:00～12:00 土浦保健所(☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと (専門医)予約制
精神クリニック	11日(金)・18日(金)	14:00～16:00	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師)予約制、1日2件まで

## ■女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日 12日(土)	11:00～16:00 10:00～15:00	男女共同参画センター ☎827-1107 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブル など(専門カウンセラー)予約制
法律相談	24日(木)	13:30～15:30		法律が関係する困りごと (女性弁護士)予約制
法律関連一般相談	11日(金)・25日(金)	13:00～16:00		法的な手続きについてなど (専門相談員)予約制
一般相談(外国人相談を含む)	11日(金)・25日(金)	13:00～16:00		仕事や家族関係、生き方など、女性を取り巻く さまざまな悩みごと(専門相談員)予約制
DVヘルプライン(電話相談)	17日(木)	13:00～16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力な どの悩みに関するごと

12月1日から  
消費者を守る法律が強化されます!!

## 消費生活センターから

☎823-3928

年々巧妙化する悪質商法に対抗するために、「特定商取引法」、「割賦販売法」が改正されます。今回は主な改正ポイントをご紹介します。

## 訪問販売では

- 「いりません」と断った消費者への再勧誘は禁止されます。
- 通常必要とされる量を著しく超える商品を購入させられたとき、契約後1年間は解除ができます。

## クレジット契約では

- 2か月以上の後払いで、かつ3回以上払いのクレジット契約が規制の対象でしたが、1回払いや2回払いについても規制の対象になります。
- 個別クレジット(商品を購入するごとに分割払い契約を結ぶもの)をクーリングオフすれば、販売契約も解除になります。

- 訪問販売などで、うその説明によって契約したときは、説明がうそとわかったときから6か月以内であれば、個別クレジットも取り消しできます。



## 通信販売では

- 返品特約の表示がないときは、商品到着後8日間は返品が可能になります。(返品送料は消費者負担になります。)
- ※消費者があらかじめ承諾・請求しない限り、電子メール広告の送信は禁止されています。